変更した事項
光　度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで八・二メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十四年十一月六日

○海上保安庁告示第二百七十九号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十二月六日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　三田尻中関港西浦第三号灯浮標
位　置
所在地　山口県三田尻中関港（西浦港西一号防波堤灯台の西南西方約三四〇メートル）
北　緯　三四―〇〇―四〇
東　経　一三一―三〇―二〇
廃止年月日　平成二十四年十一月七日

○海上保安庁告示第二百八十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十二月六日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　豊後大島港西防波堤灯台
位　置
所在地　大分県佐伯市（大島港西防波堤外端）
北　緯　三三―五八―〇二
東　経　一三二―〇四―一八
変更した事項
光　度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで八・二メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十四年十一月六日

○海上保安庁告示第二百七十九号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十二月六日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　三田尻中関港西浦第三号灯浮標
位　置
所在地　山口県三田尻中関港（西浦港西一号防波堤灯台の西南西方約三四〇メートル）
北　緯　三四―〇〇―四〇
東　経　一三一―三〇―二〇
廃止年月日　平成二十四年十一月七日

○海上保安庁告示第二百八十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十二月六日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　豊後大島港西防波堤灯台
位　置
所在地　大分県佐伯市（大島港西防波堤外端）
北　緯　三三―五八―〇二
東　経　一三二―〇四―一八
変更した事項
光　度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで八・二メートル　平均水面上から灯火まで九・〇メートル
変更年月日　平成二十四年十一月七日

名　称　豊後大島港船隠防波堤灯台
位　置
所在地　大分県佐伯市（大島港船隠防波堤外端）
北　緯　三三―五八―一六
東　経　一三二―〇四―二七
変更した事項
灯　質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
光　度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで八・五メートル
変更年月日　平成二十四年十一月七日

○海上保安庁告示第二百八十一号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月六日

海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横須賀市夏島町二番地一五
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域　北緯三七度五四分東経一四〇度五九分、北緯三九度三五分東経一四五度三三分、北緯三四度五九分東経一五〇度二六分、北緯三四度二〇分東経一四三度二五分の各点で囲まれる海域
ロ　期間　平成二十四年十二月十日から平成二十五年一月八日まで
三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査
四　航行船舶に対する安全処置
イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　水路通報第四十八号（平成二十四年十一月三十日）、二管区水路通報第四十八号（平成二十四年十一月三十日発行）、三管区水路通報第四十六号（平成二十四年十一月二十三日発行）

○環境省告示第百六十七号

国民公園、千鳥ケ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則（昭和三十四年厚生省令第十三号）第六条第一項に基づき、新宿御苑、千鳥ケ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地の公開日時等を定める件（昭和三十四年五月厚生省告示第百二十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年十二月六日

環境大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

第一号2中「午前十一時から午後三時まで」を「午前九時三十分から午後三時三十分まで」に改める。

○防衛省告示第二百七十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十二月六日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年十二月十七日（予備、同月十八日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)に地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三二度一八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
実施艦等　自衛艦九隻、航空機二機
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百七十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十二月六日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年十二月十七日（予備、同月十八日及び同月十九日）の〇七〇〇から一六三〇まで
区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域
実施艦等　自衛艦五隻、航空機一機
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百七十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十二月六日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年十二月十九日（予備、同月二十日）の〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四七分一二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒
実施艦等　自衛艦九隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。